

令和 5 年度

いじめの問題への対応状況について

〈速報値〉

釧路市教育委員会

1 令和5年度のいじめの認知件数（小・中学校）

◇小学校

※北海道教育委員会 令和5年度いじめの問題の実態把握及び対応状況等調査（9月末現在）

（単位：件）

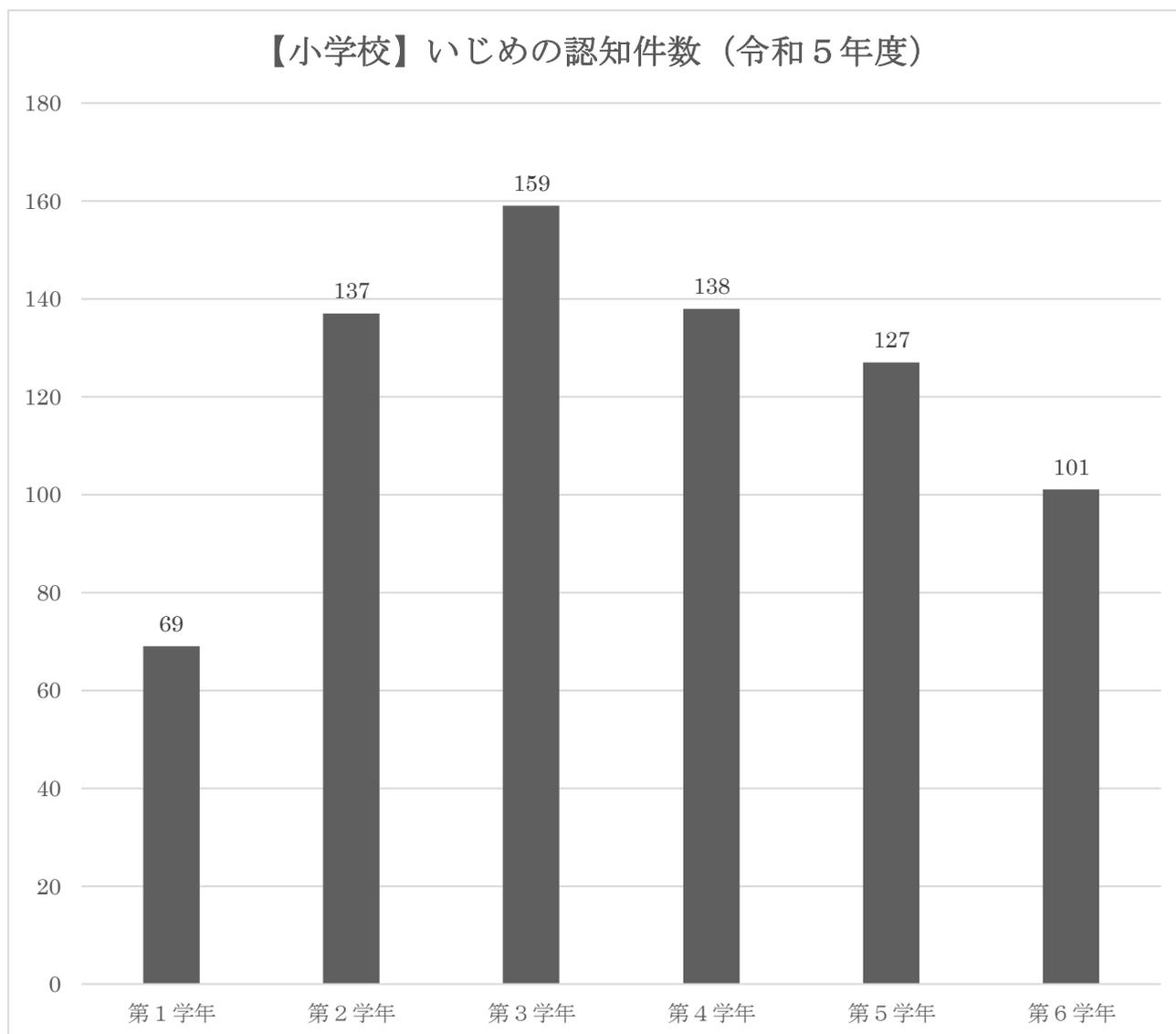
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	市全体
認知件数	69	137	159	138	127	101	731
解消した	69	137	159	138	124	99	726
解消に向けて取組み中	0	0	0	0	2	2	4
その他	0	0	0	0	1	0	1

※いじめ解消の判断は、①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続（少なくとも3ヶ月）していること②被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等で確認し、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされる必要がある。

※小学校には、阿寒湖義務教育学校前期課程を含む。

（単位：件）

【小学校】いじめの認知件数（令和5年度）



◇中学校

※北海道教育委員会 令和5年度いじめの問題の実態把握及び対応状況等調査（9月末現在）

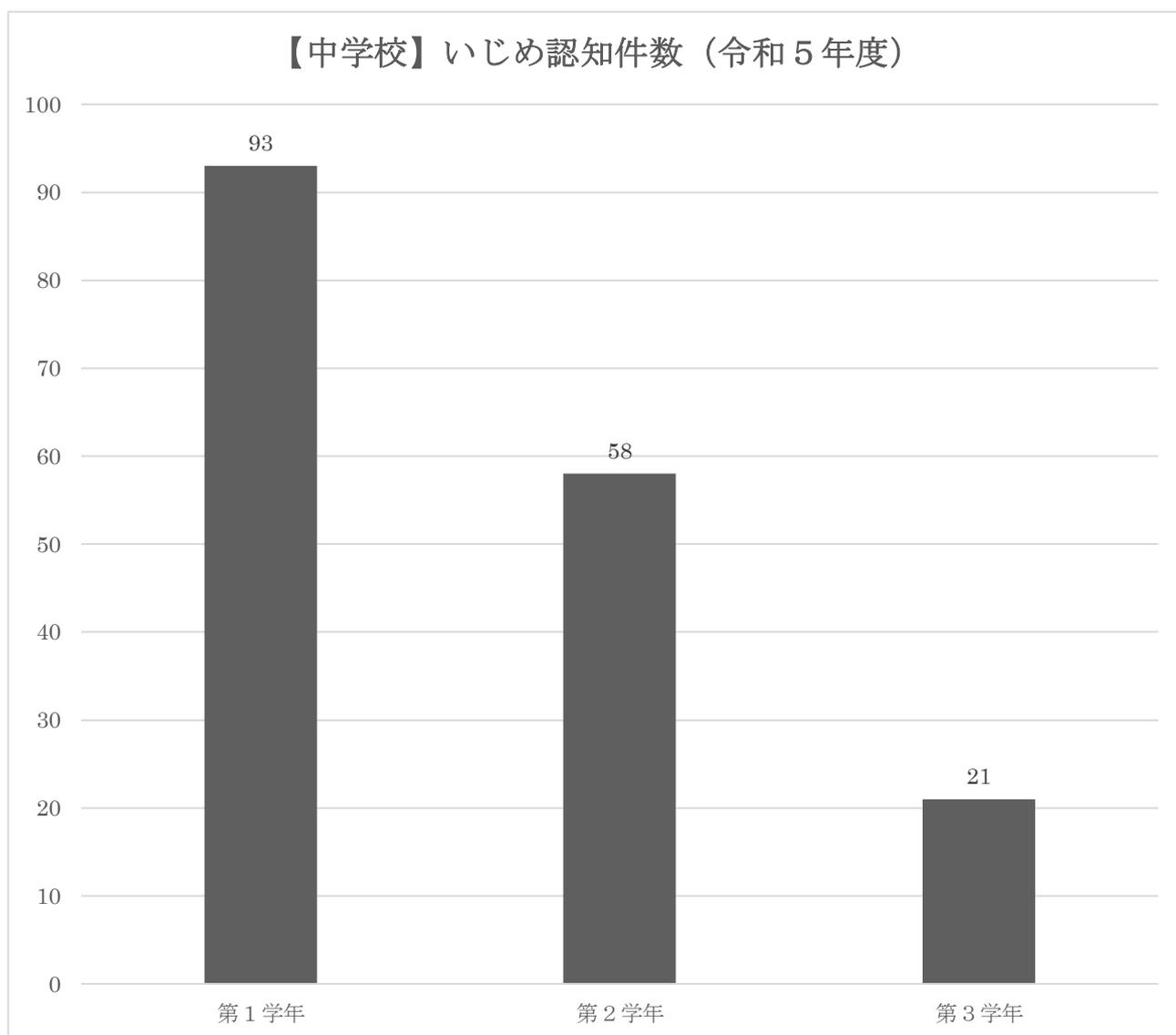
（単位：件）

	第1学年	第2学年	第3学年	市全体
認知件数	93	58	21	172
解消した	89	56	21	166
解消に向けて 取組み中	4	2	0	6
その他	0	0	0	0

※いじめ解消の判断は、①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続（少なくとも3ヶ月）していること②被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等で確認し、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされる必要がある。

※中学校には、阿寒湖義務教育学校後期課程を含む。

（単位：件）



◇過去4年間におけるいじめの認知件数の推移

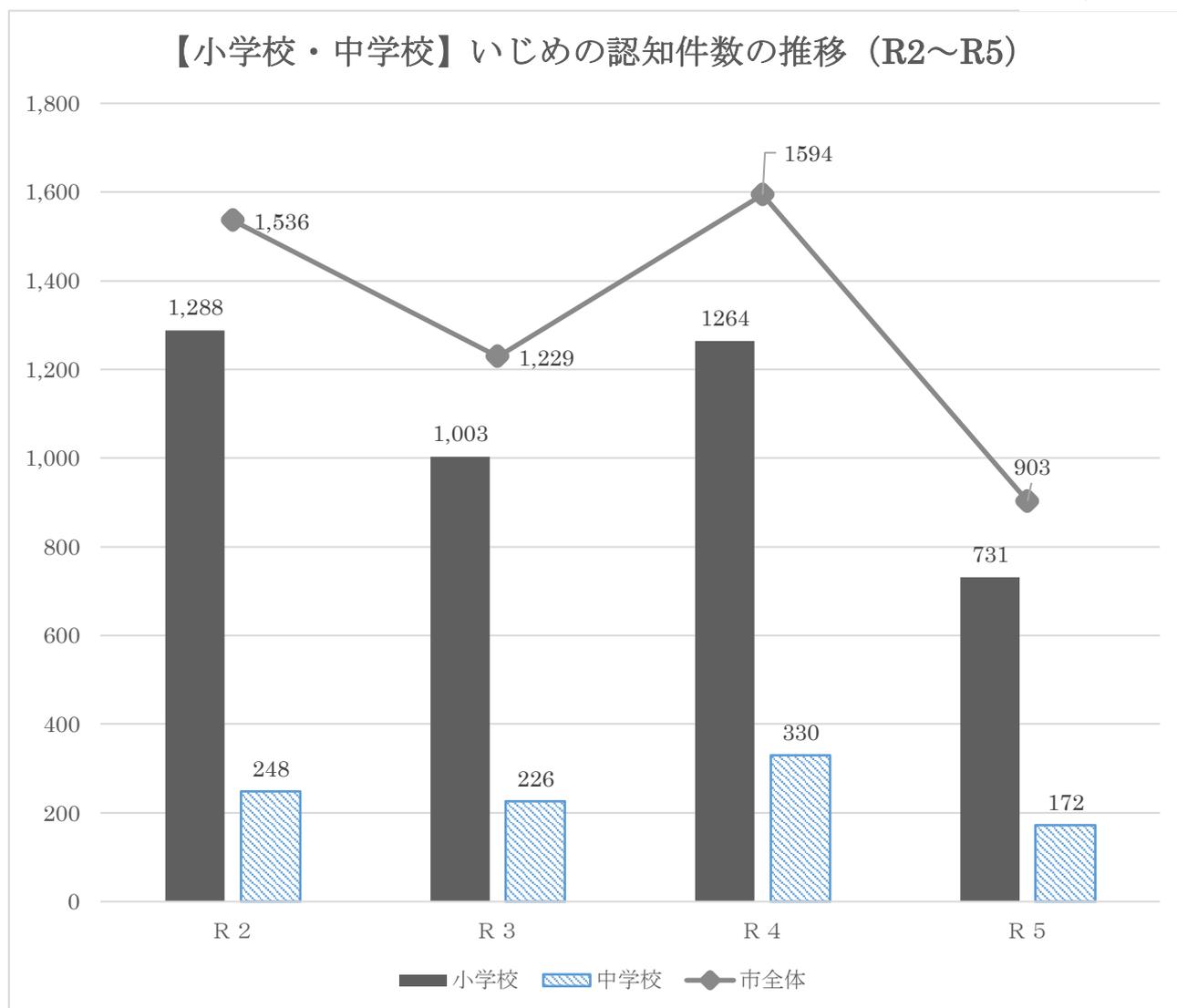
※文部科学省 令和2年度～令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

※北海道教育委員会 令和5年度いじめの問題の実態把握及び対応状況等調査（9月末現在）

（単位：件）

	R 2	R 3	R 4	R 5※9月末現在
小学校	1,288	1,003	1,264	731
中学校	248	226	330	172
市全体	1,536	1,229	1,594	903

（単位：件）



平成29年度から、いじめの把握のためのアンケート調査における質問文が一部変更になったことで、近年は認知件数が増加。児童生徒が回答しやすくなったことや各学校における認知が積極的になされたことにより、きめ細やかな対応に結びついている。

※「いじめられたことがありますか」⇒「いやなおもいをしたことがありますか」

2 いじめの態様

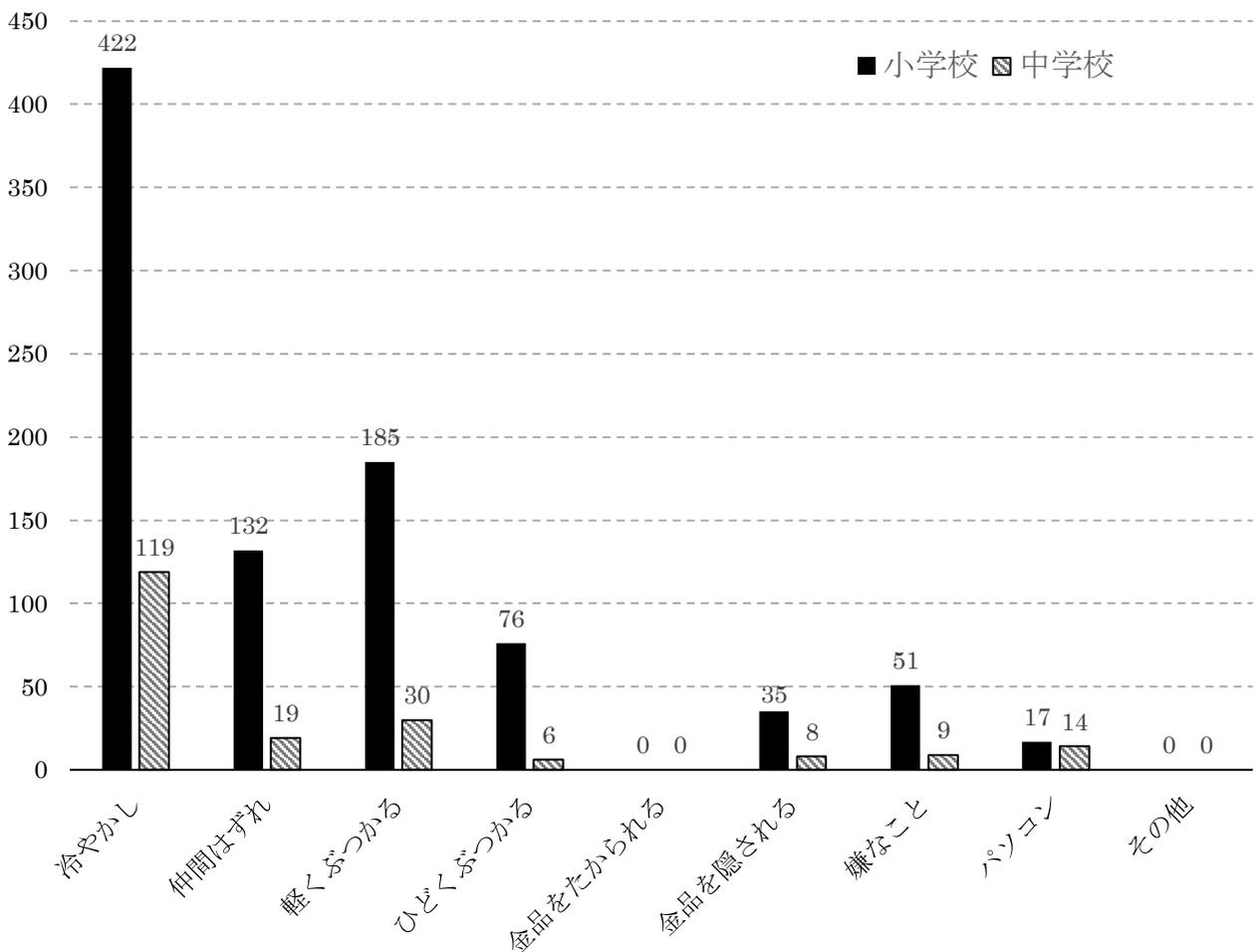
※北海道教育委員会 令和5年度いじめの問題の実態把握及び対応状況等調査（9月末現在）

（複数回答可 単位：件）

いじめの態様	小学校	中学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	422	119
仲間はずれ、集団による無視をされる	132	19
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	185	30
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	76	6
金品をたかられる	0	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	35	8
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	51	9
パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる	17	14
その他	0	0

【小学校・中学校】認知したいじめの態様（令和5年度）

（単位：件）



3 いじめ発見のきっかけ

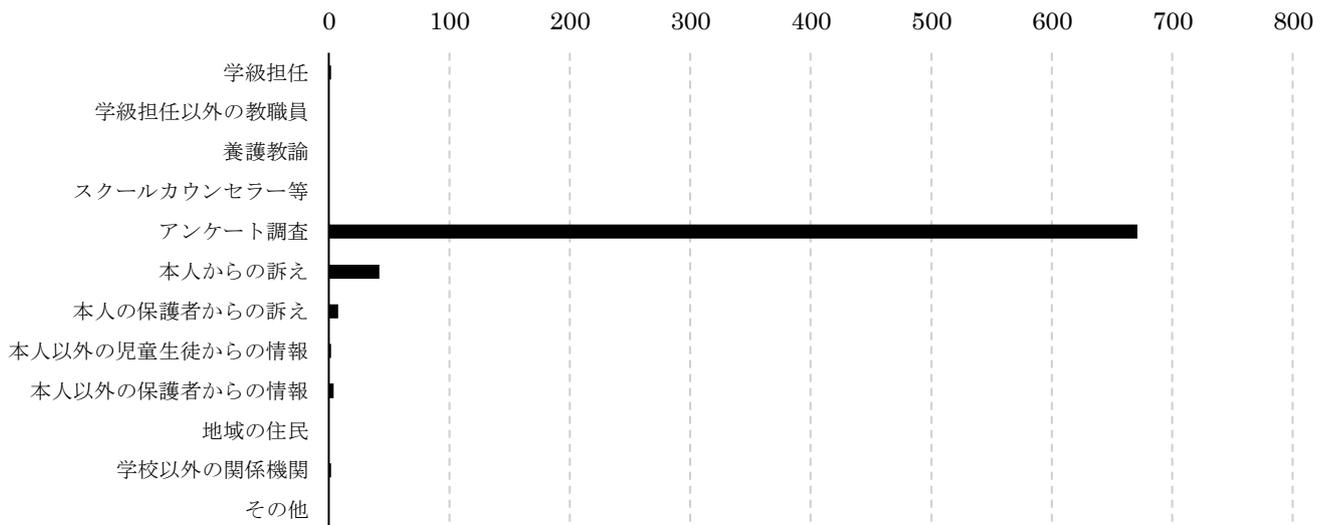
※北海道教育委員会 令和5年度いじめの問題の実態把握及び対応状況等調査（9月末現在）

（単位：件）

いじめ発見のきっかけ	小学校	中学校
学級担任が発見	2	0
学級担任以外の教職員が発見（養護教諭・S C等の相談員を除く）	0	1
養護教諭が発見	0	0
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0
アンケート調査など学校の取組みによって発見	671	116
本人からの訴え	42	42
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	8	12
児童生徒（本人を除く）からの情報	2	1
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	4	0
地域の住民からの情報	0	0
学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	2	0
その他（匿名による投書など）	0	0

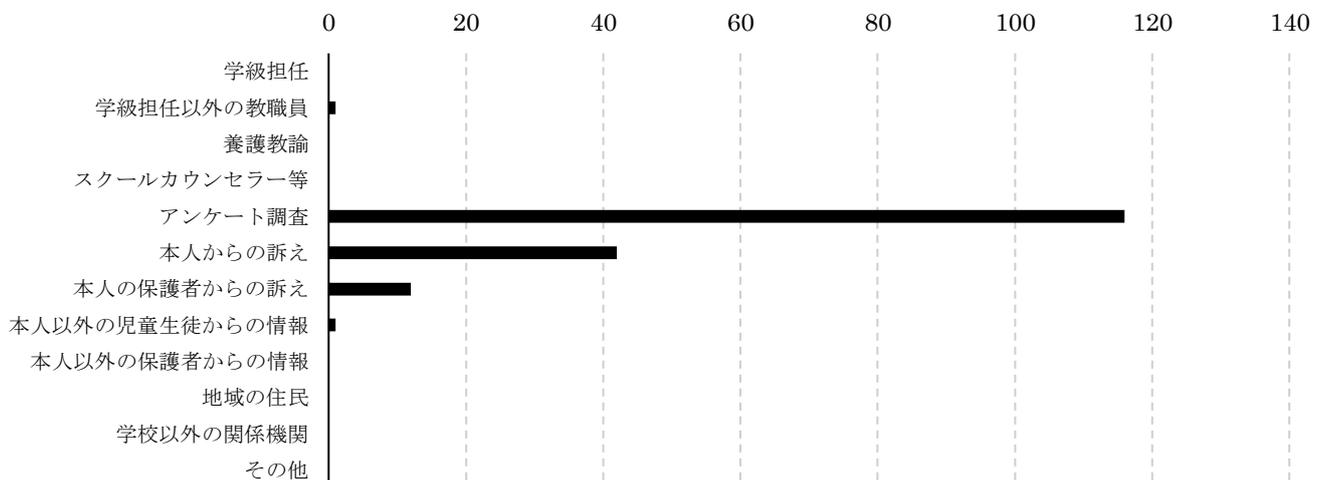
【小学校】いじめ発見のきっかけ

（単位：件）



【中学校】いじめ発見のきっかけ

（単位：件）

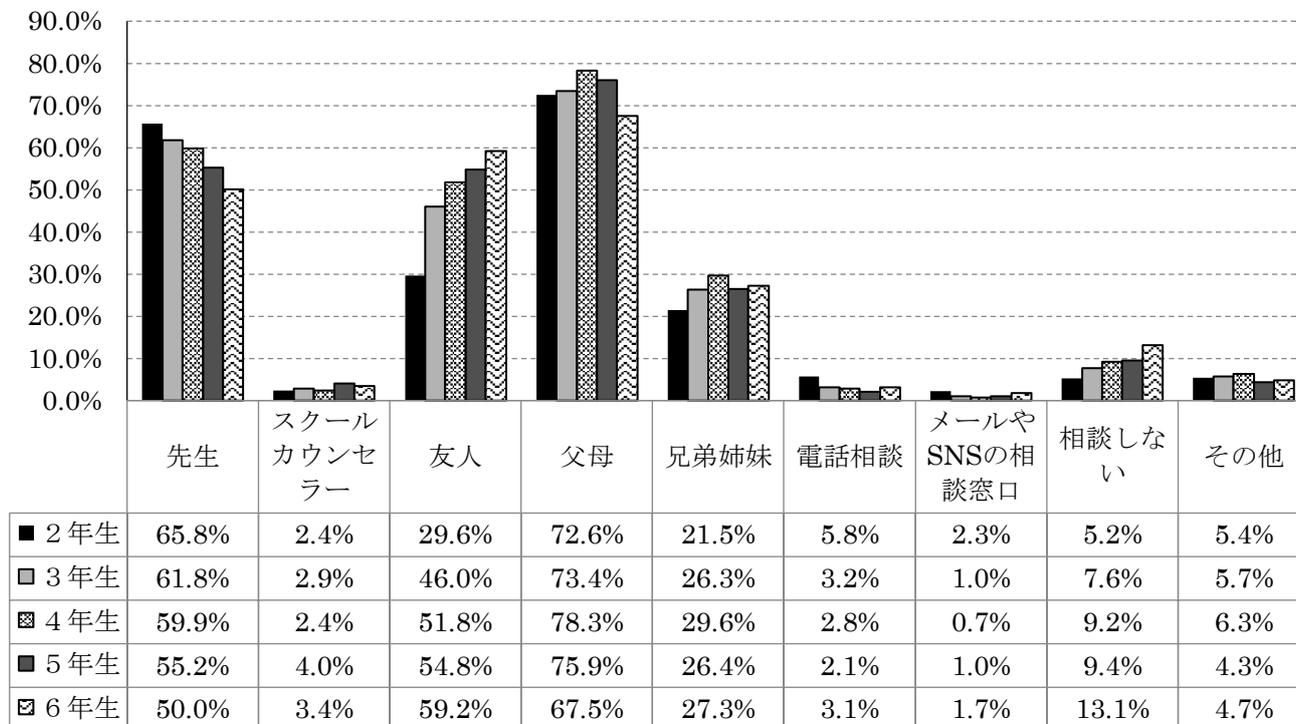


4 いじめられた時に相談する人

※北海道教育委員会 令和5年度いじめの把握のためのアンケート調査（6月実施）

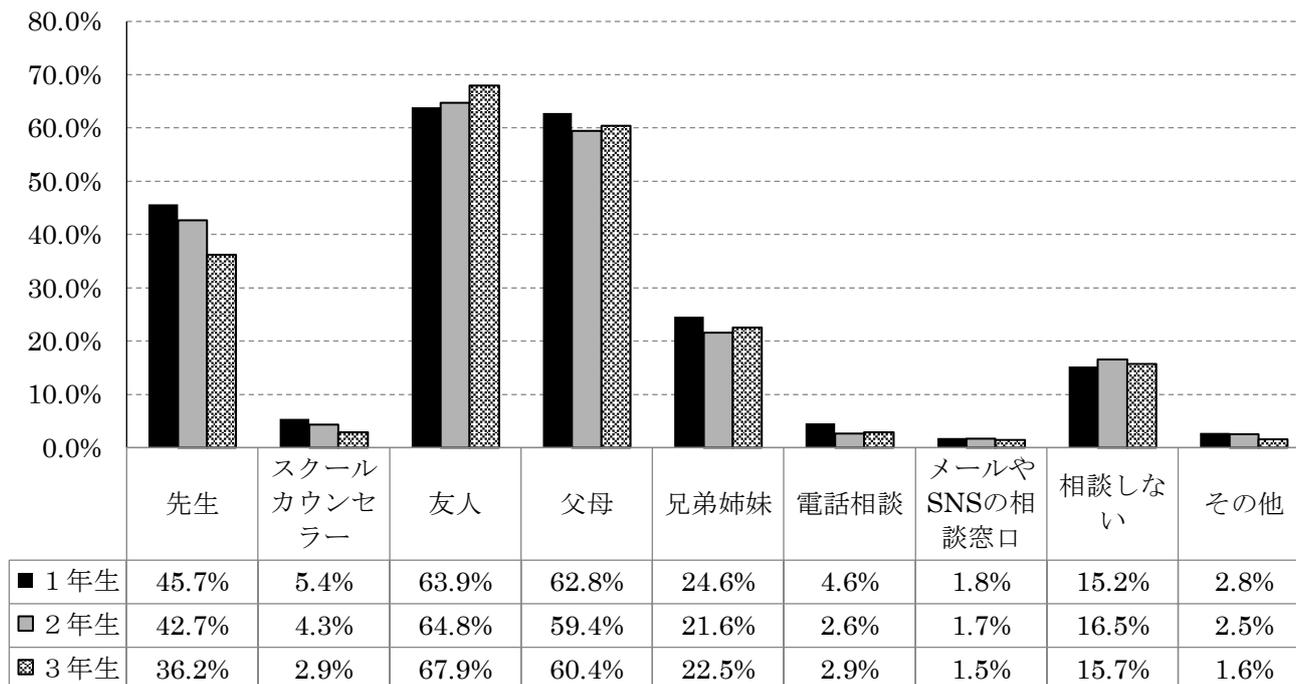
【小学校】いじめられた時に相談する人（複数回答可）

■ 2年生 □ 3年生 ▨ 4年生 ■ 5年生 ▩ 6年生



【中学校】いじめられた時に相談する人（複数回答可）

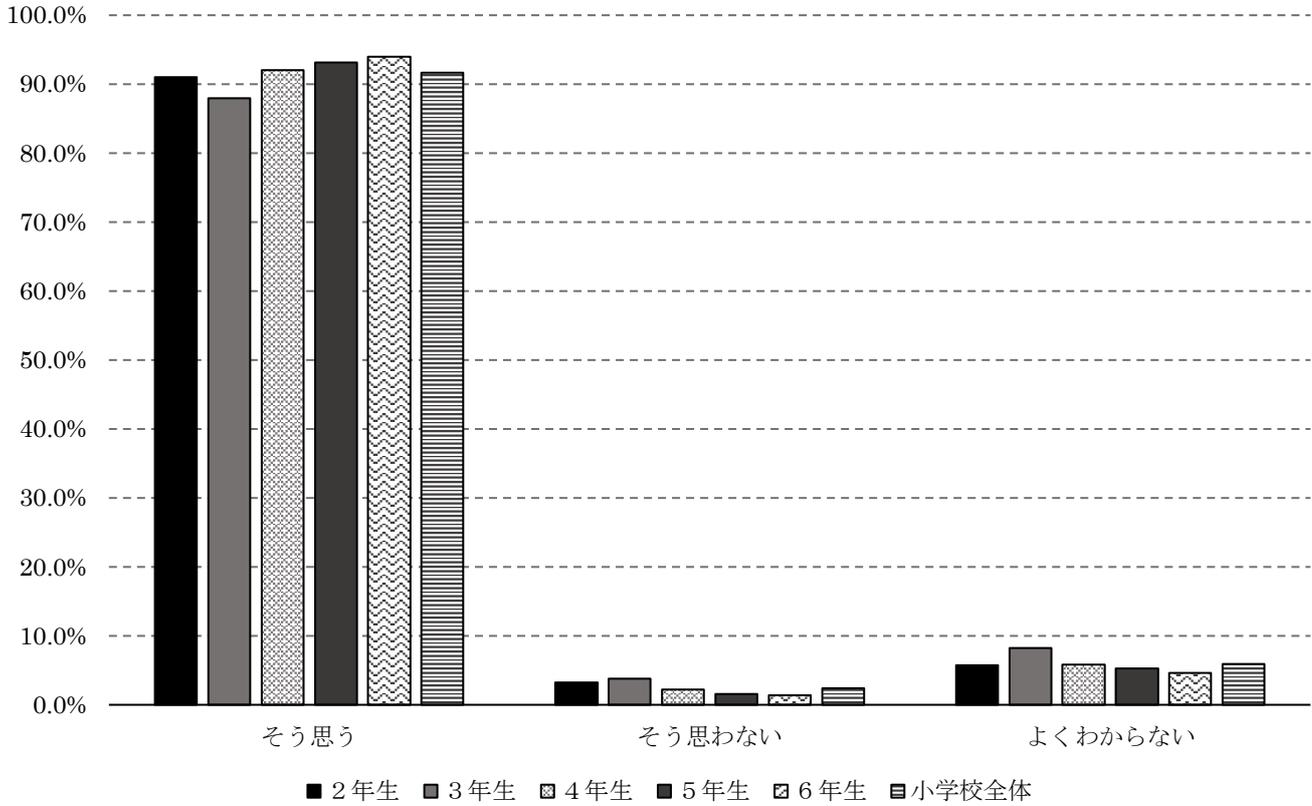
■ 1年生 □ 2年生 ▨ 3年生



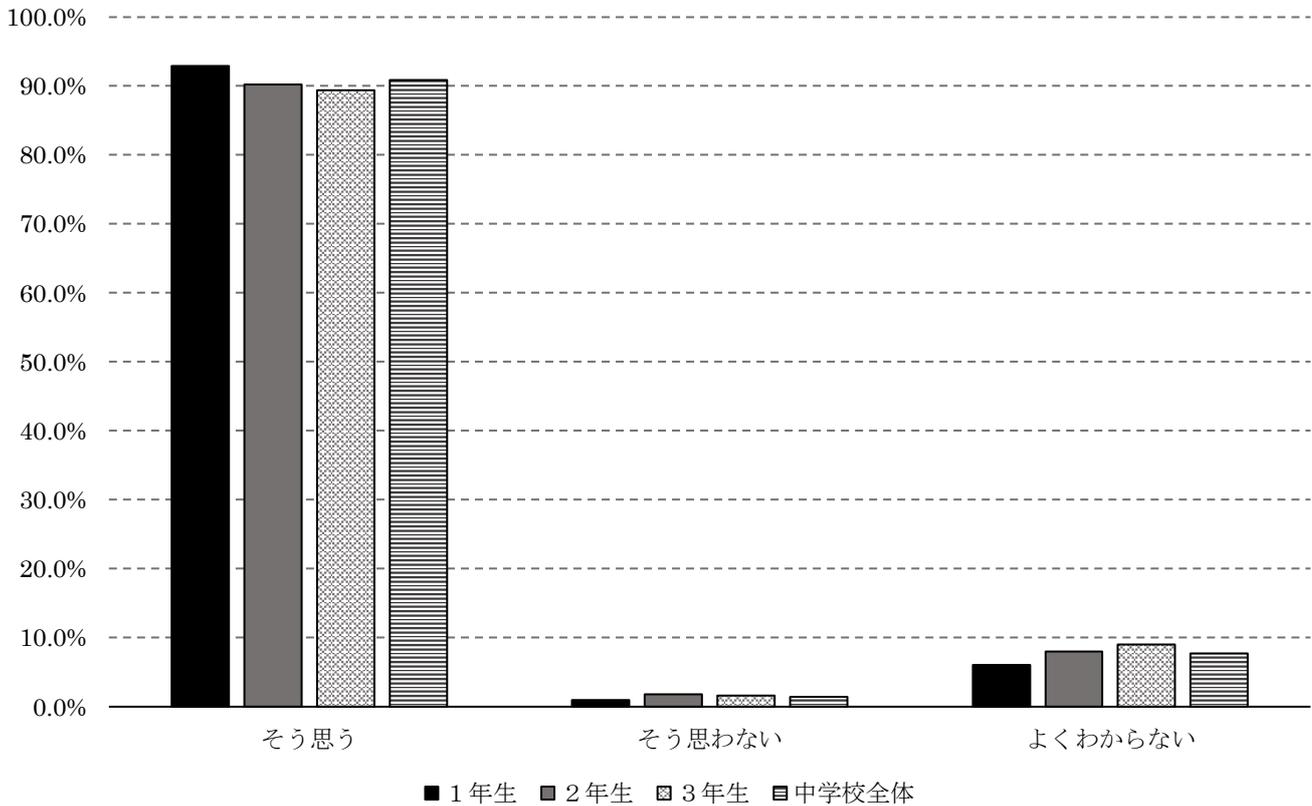
5 児童生徒のいじめに対する認識

※北海道教育委員会 令和5年度いじめの把握のためのアンケート調査（6月実施）

【小学校】いじめは許されないことだと思う



【中学校】いじめは許されないことだと思う



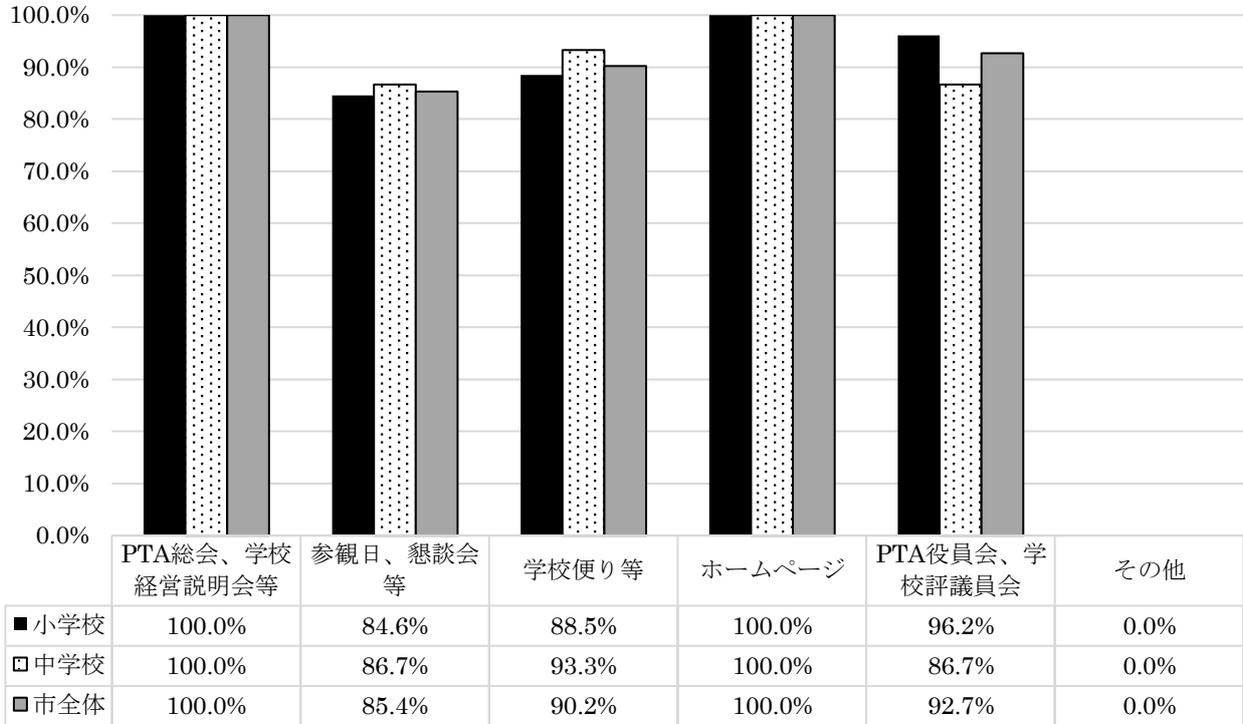
6 いじめの問題への取組

※北海道教育委員会 令和5年度いじめの問題への取組について（5月末現在）

【小学校 26 校（義務教育学校前期課程1校を含む） 中学校 15 校（義務教育学校後期課程1校を含む） 単位：％】

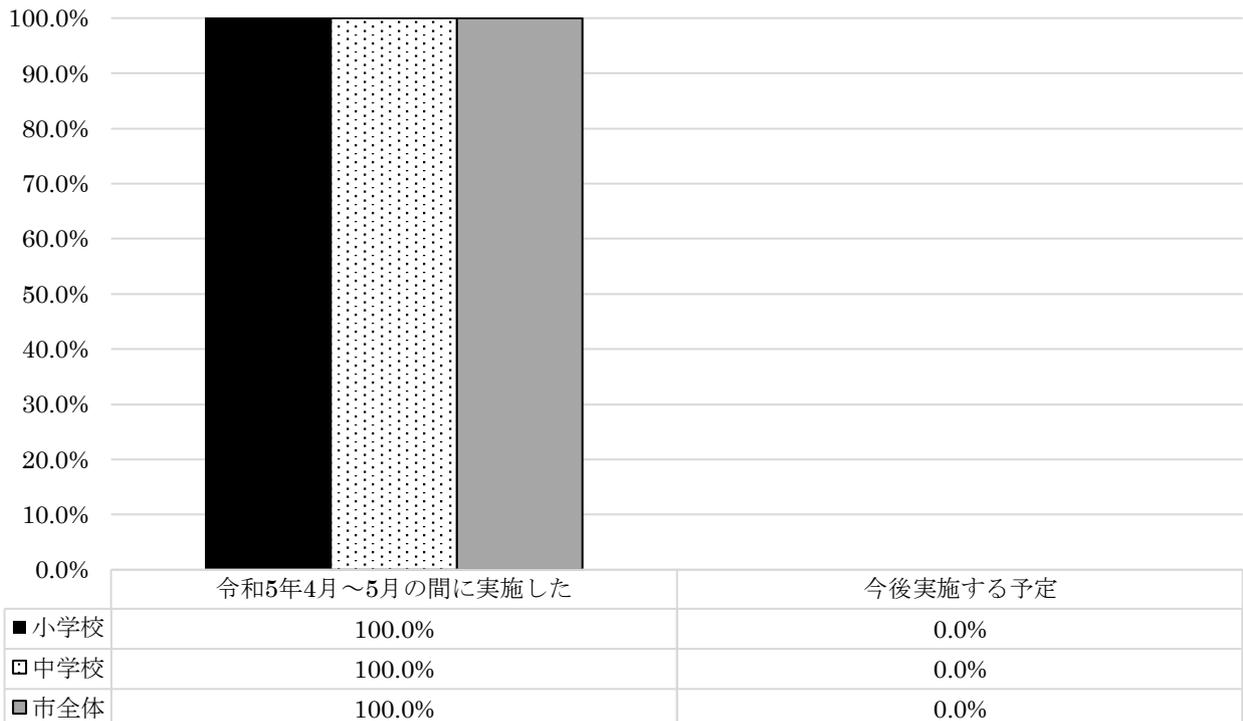
【Q1】

学校いじめ防止基本方針の公表方法



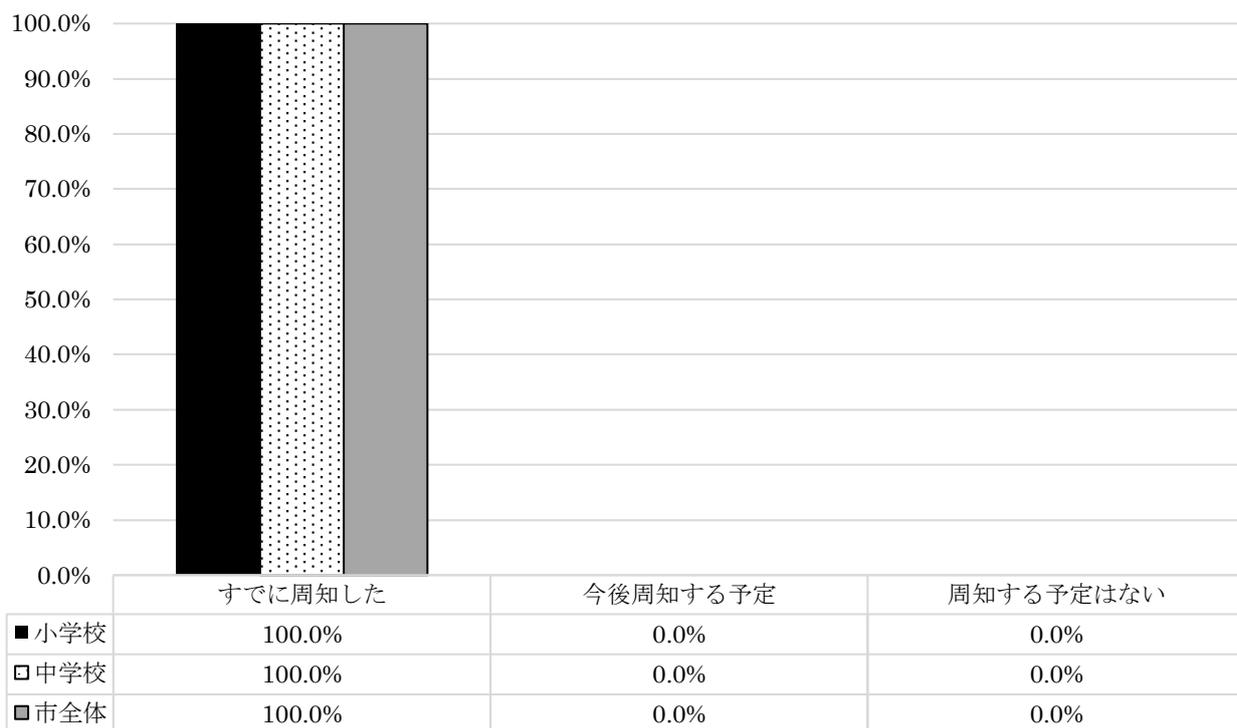
【Q2】

学校いじめ防止基本方針の令和5年度の点検・見直しの状況



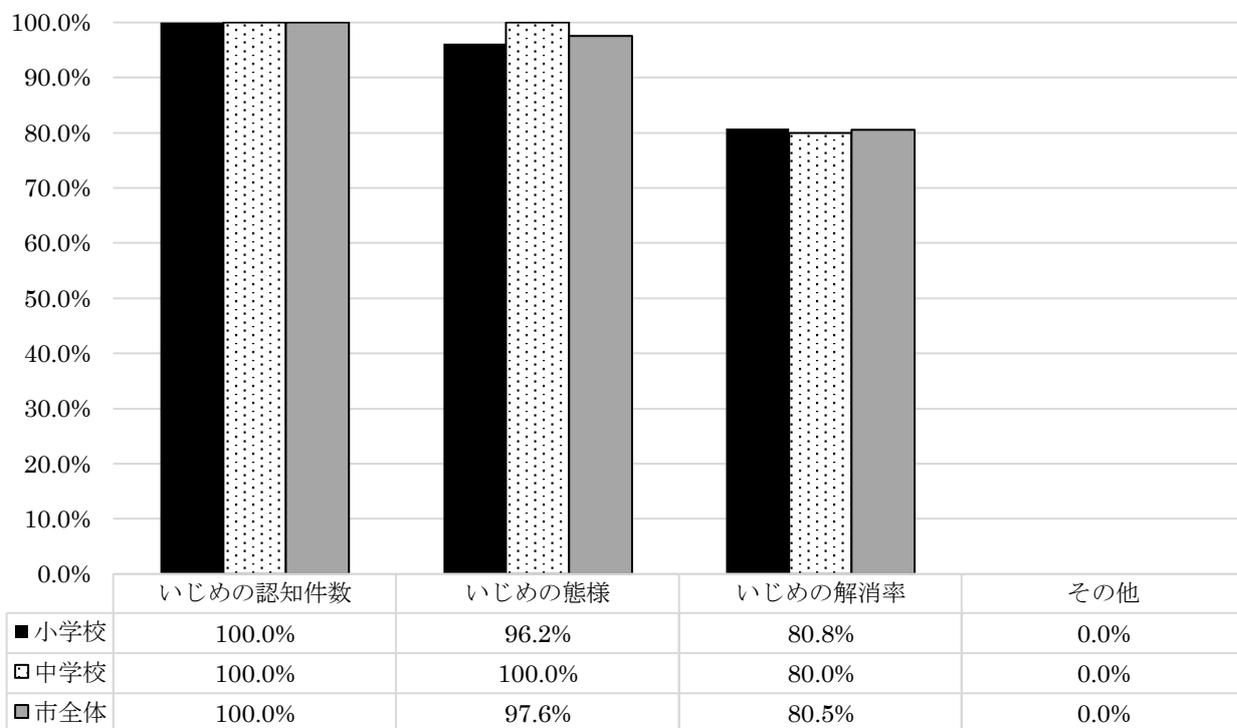
【Q3】

学校いじめ対策組織が相談・通報を受け付ける窓口であることの周知



【Q4】

いじめの発生状況等についての家庭や地域への情報提供の内容（複数回答可）



7 釧路市が実施する主な施策（「釧路市いじめ防止基本方針」（P.6～P.8））

(1) いじめの防止

基本方針	令和5年度の主な取組
<p>○いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ることなど、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを児童生徒に対して教える取組を推進します。</p>	<p>○釧路地方法務局が実施する「子どもの人権110番」及び「子どもの人権SOS-eメール」等の取組に係る市立小中高等学校への周知等の協力</p> <p>○釧路教育研究センター研修講座「生命の安全教育の充実」（7/20）</p> <p>「生命の安全教育」に関する授業公開や講話を通して、児童生徒を性暴力の当事者にしないための「生命の安全教育」の在り方についての研修を実施</p> <p>講師：埼玉医科大学医療人育成支援センター地域医学推進センター</p> <p>参加者：幼、保、小、中、高等学校教諭</p>
<p>○児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させます。</p>	<p>○釧路教育研究センター研修講座「道徳科教育の充実」（10/31 予定）</p> <p>釧路市授業マイスターによる授業公開や研究協議を通して、特別の道徳科における課題について把握し、今求められている授業の在り方についての研修を実施</p> <p>授業者：釧路市立新陽小学校教諭</p> <p>参加者：小学校・中学校・義務教育学校・高等学校教諭</p> <p>○中学生対象赤ちゃんふれあい体験事業</p> <p>中学生を対象に「保健師による思春期における性教育や妊娠、出産に関わる内容の講義」「家庭科教諭による新生児人形等を使用した疑似体験」「親子の参加協力による、赤ちゃんふれあい体験」の3つのプログラムを実施し、生命の尊さや親の愛情・責任、育児の喜び等について学習する機会を提供（11月青陵中学校予定）</p> <p>○不登校児童生徒体験学習事業</p> <p>毎年度、不登校児童生徒を対象に、自己肯定感を身に付けさせるため、関係機関と連携した体験学習を実施しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの拡大状況を見ながら実施検討中</p> <p>参加者：まなびや、子ども家庭支援センター児童生</p>

	徒、各小中学校の不登校児童生徒
○子供たちを取り巻く様々な問題や悩みについて、児童生徒と一般市民が討論を行う「くしろの子ども大集合」の開催や学校の「いじめ・非行防止強化月間」の取組、中学校生徒会による「いじめ・非行防止新聞」の作成などを通して、いじめ根絶に向けた子供たちの主体的な取組を推進します。	○「釧路市子どもミーティング」【釧路市生徒指導推進協議会】 設定したテーマをもとに、釧路市の生徒と地域の方々による討論会を実施（9/2） ○釧路市児童生徒健全育成標語の取組【釧路市生徒指導研究協議会】 情報モラル部門、いじめ・非行防止部門、家庭生活部門の3部門において標語を募集し、入選作品を表彰。入選標語を掲載したポスターを作成し、各学校や関係機関等へ配布
○児童生徒や保護者に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発及び研修を行います。また、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上を図るため、いじめ・不登校に関する研修を実施します。	○釧路教育研究センター研修講座「いじめ・不登校等への対応～ケース対応・教育相談の充実～」(8/3) いじめ・不登校等、生徒指導上の諸課題の解決に向けた説明や協議、演習を通して、教育相談や組織的対応の実践力の向上を図るための研修を実施 説明者：市教委指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー参加者：小学校・中学校・高等学校教諭 47名
○児童生徒がソーシャルメディア等インターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれないよう、ネットパトロールを実施します。	○「北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動」の実施 道教委を通じた学校ネットパトロールの実施
○各学校において、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など、家庭教育講座の実施等により保護者への啓発を推進します。	○「情報モラル授業」 携帯電話やスマートフォン、ゲーム機の使い方・ルールの大切さ・危険性等を考える講座を実施 説明者：市教委家庭教育推進員 ○「スマホ・インターネットの使い方」リーフレットの配布【釧路市PTA連合会】 市PTA連合会、市教委、市生徒指導推進協議会の三者により作成した、「スマホ・インターネットの使い方」の「家庭のルール」づくりに関するリーフレットを、あらゆる機会を利用して配布 ○新入学生徒保護者説明会における「スマホ・インターネットの使い方」の周知(R6.2 予定) 全中学校で実施する新入学生徒保護者説明会の時間の一部を活用し、家庭の教育力の向上及び子育て支援の観点から、市P連が作成した「スマホ・インターネットの使い方」のリーフレットを用いた「家庭のルールづくり」の周知

	<p>○新入学児童保護者説明会における「子育て講話」(R6.2 予定)</p> <p>全小学校で実施する新入学児童保護者説明会の時間の一部を活用し、家庭の教育力の向上及び子育て支援の観点から、「家庭でつくる情報モラル」等に関する講話の実施</p> <p>今年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた対策として講話は実施せず、リーフレットの配布にて周知</p>
--	--

(2) いじめの早期発見

基本方針	令和5年度の主な取組
<p>○児童生徒や保護者等がいじめに関して相談できる「いじめカットライン」をはじめとする教育相談窓口を充実させるとともに、クリアファイル等による相談窓口の周知を推進します。</p>	<p>○いじめカットライン いじめなどの学校生活における問題について、指導主事による相談 件数：1件（9月末日現在）</p> <p>○教育研究センター教育相談 幼保小中高の子供と親を対象とした、教育相談員による電話・面談・メールでの相談 件数：0件（9月末日現在）</p> <p>○親と子の教育相談（10/23、24） 市役所防災庁舎1階多目的スペースにおいて、幼保小中高の親を対象とした、教育相談員、教育研究センター研究所員、生徒指導専門委員会による面談での相談</p> <p>○教育委員会への教育相談 指導主事による相談 件数：2件（9月末日現在）</p> <p>○子供たちの望ましい生活習慣に係るリーフレット等の配布 子供たちの望ましい生活習慣の定着を啓発するためのリーフレット等をあらゆる機会を利用して配布</p>
<p>○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、指導主事を、各学校に派遣するなど、児童生徒や保護者、教職員等が、いつでも気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをより有効に活用することができるよう、その役割や成果について周知します。</p>	<p>○スクールカウンセラー活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道教委事業：12名のスクールカウンセラーによる、中学校15校（月2回）、小学校26校（月1回）への派遣 ・市教委単独事業：教育支援課を拠点に1名のスクールカウンセラーによる、各小・中学校、市立高等学校への派遣 <p style="text-align: right;">：不登校関連機関に派遣</p>

	<p>○釧路教育研究センター研修講座「いじめ・不登校等への対応～ケース対応・教育相談の充実～」(8/3)</p> <p>【再掲】</p> <p>いじめ・不登校等、生徒指導上の諸課題の解決に向けた説明や協議、演習を通して、教育相談や組織的対応の実践力の向上を図るための研修を実施</p> <p>説明者：市教委指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー</p> <p>参加者：小学校・中学校・高等学校教諭 47名</p> <hr/> <p>○スクールソーシャルワーカーによる支援</p> <p>・支援の対象となった児童生徒</p> <p>47名(小学校22名、中学校25名)(5月末日現在)</p>
<p>○いじめを早期に発見するため、いじめに関する実態調査を定期的実施するとともに、その調査を通して、いじめの状況をきめ細かく把握し、必要に応じて、いじめ防止対策委員会からの指導・助言を受け、いじめの問題に対する学校の指導体制を点検します。</p>	<p>○道教委 いじめの問題への対応状況調査の実施</p> <p>1回目：R5.6、2回目：R5.9、3回目：R5.11 予定</p> <p>○道教委 いじめの把握のためのアンケート調査の実施</p> <p>1回目：R5.6、2回目：R5.10</p> <p>○市教委 Q-Uの実施</p> <p>1回目：R5.7、2回目：R5.12 予定</p> <p>○市教委 アセスの実施</p> <p>1回目：R5.7、2回目：R5.12 予定</p>

(3) いじめへの対処

基本方針	令和5年度の主な取組
<p>○いじめが発生した場合には、その現状及び実態に応じて、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員で構成される「いじめ解決サポートチーム」を学校に派遣し、専門職の総力により、関係機関との連携や迅速な対応の指導・助言、児童生徒等へのカウンセリングなど、いじめの早期解決に向けた対応を進めます。</p>	<p>○いじめ解決サポートチームの派遣実績 0件(9月末日現在)</p> <p>※学校におけるいじめ問題の解決に向けた指導助言については、指導主事を中心に適宜実施</p>
<p>○いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、教育上必要があると認めるときは、教育的配慮に十分に留意した上で、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、適切な対応に努めます。</p>	<p>○いじめを行った児童生徒への出席停止命令なし(9月末日現在)</p>

<p>○いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な対応を行うため、学校相互間の連携・協力体制の調整を行いながら、いじめの早期解決に向けた対応を進めます。</p>	<p>○学校間での連携・協力体制の調整なし（9月末日現在）</p>
---	-----------------------------------

(4) 家庭や地域との連携

基本方針	令和5年度の主な取組
<p>○より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、釧路市連合町内会・釧路市小中学校校長会・釧路市教育委員会による「子どもたちの健全育成のための域校連携共同宣言」を通じて、学校と地域の連携をより一層推進するとともに、学校運営協議会やコミュニティ・スクール協議会、地域学校協働本部など、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。</p>	<p>○コミュニティ・スクールの推進 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築として、平成29年度までに全校の20%（小学校6校、中学校3校）にコミュニティ・スクールを導入。 また、令和4年度までの教育推進基本計画の目標値（小学校60%:16校、中学校40%:6校）に基づき、令和4年度までに全校の56%（小学校16校、中学校7校）にコミュニティ・スクールを導入。令和9年度までの新たな教育推進基本計画の目標値（小学校100%:26校、中学校100%:15校）に基づき、令和5年度は新たに小学校3校、中学校1校にコミュニティ・スクールを導入し、小学校4校、中学校4校において導入に向けた調査研究を実施。</p>
<p>○様々な知識や技能、社会経験をもった保護者や地域住民等のボランティア登録により、学校の教育活動や環境整備、学校安全活動などを支援する「学校支援ボランティア」の実施により、学校と家庭、地域が連携して、子供たちの健やかな成長を見守り育みます。</p>	<p>○地域学校協働本部事業の推進 学校・家庭・地域が連携、協力して子供たちの「生きる力」を育むため、コミュニティ・スクールを対象に地域学校協働活動推進員（7校11名）を配置し、学校支援ボランティア（登録者数617名（小学校570名、中学校24名、義務教育学校2名、高等学校33名、教育支援課1名、重複13名）8月末日現在）の活動等を支援</p>
<p>○「家庭教育支援チーム」により、学校のPTAのほか、就学前の保護者や地域で活動する団体等に対して、家庭の実情に即した共通の課題に関する講座等を実施し、子育て・家庭教育支援の充実を図ります。</p>	<p>○家庭教育講座「ほわっと」の開催 家庭の生活・学習習慣、子供との関わり方等について学びを深める機会として、各学校の単位PTA研修会や幼稚園の参観日等を活用した、子供の発達段階に応じた家庭教育講座を実施予定</p>
<p>○学校や家庭での生活で、問題や悩みを抱える子供とその保護者に対し、教育委員会が委嘱するファミリーサポーターが、学校や関係機関と連携しながら家庭訪問をするなど、継続的な支援を行います。</p>	<p>○ファミリーサポート事業 ファミリーサポーターとして、保護司や家庭生活カウンセラー、民生児童委員や教員OBが登録（15名）し、各家庭の状況に応じたサポート活動（登校支援、活動支援、相談援助、体験事業等）の実施</p>

(5) 関係機関との連携

基本方針	令和5年度の主な取組
<p>○青少年問題協議会の活用により、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るとともに、いじめの現状や対策等についての情報共有、対策の協議を行います。</p>	<p>○釧路市青少年問題協議会の開催（11/21 予定） いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づく「いじめ問題対策連絡協議会」として、釧路市のいじめの現状について、関係機関・団体による情報共有・意見交換を実施</p>
<p>○いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるものが含まれます。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることから、教育委員会と警察との連携協定に基づく「子どもの健全育成サポートシステム」の効果的な運用を図ります。</p>	<p>○警察と連携したいじめの解決に向けた対応件数：0件（9月末日現在）</p>
<p>○いじめは不登校の様々な要因の一つであることから、「ふれあい教室（適応指導教室）」や、「さわやか学級・青空学級（心因性情緒学級）」との連携を図りながら、不登校児童生徒の不安や悩みに適切に対応し、学校復帰に向けて歩き出すことができるよう支援を継続します。また、「釧路こども家庭支援センター」と連携し、不登校などの悩みを抱える児童生徒とその家庭をサポートする「ファースト・ステップ・プログラム」を推進します。</p>	<p>○まなびや 不登校など学校生活に適応できない児童生徒に対し、学習指導など個別の指導を行い、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を支援するため、城山小学校校舎内の教室に指導員7人が常駐し、児童生徒への学校適応指導及び保護者等からの相談に対応。コア鳥取にも週2回開設。</p> <p>○ファースト・ステップ・プログラム 不登校等教育的課題を抱える家庭を対象に、釧路こども家庭支援センターを拠点として、家庭からの第一歩を踏み出すことができない児童生徒に対して通所支援及び活動支援を行うことにより、課題解決に向けてサポートするとともに、関係機関と連携して、その保護者を含めた家庭への支援を実施</p>

(6) 重大事態への対処

基本方針	令和5年度の主な取組
<p>○「第4章 重大事態への対処」を参照</p>	<p>○重大事態案件：0件（9月末日現在）</p>

(7) 学校や教職員の評価及び学校運営改善の支援

基本方針	令和5年度の主な取組
<p>○学校評価において、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行います。</p>	<p>○教育指導参事による学校経営訪問や指導主事による学校教育指導において、各学校のいじめの未然防止や対応について実態を把握し、学校の状況に応じて適宜指導助言を実施</p>
<p>○教員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行います。</p>	<p>○教育指導参事による学校経営訪問や指導主事による学校教育指導において、各学校のいじめの未然防止や対応について実態を把握し、学校の状況に応じて適宜指導助言を実施</p> <p>○生徒指導担当教員を対象にした第2回釧路市生徒指導研究協議会において指導助言を実施</p> <p>○生徒指導研修の実施</p>
<p>○保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの活用などにより、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。</p>	<p>○コミュニティ・スクール協議会や学校運営協議会等において、「学校いじめ防止基本方針」の確認</p>